科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 22 日現在

機関番号: 32602

研究種目: 研究活動スタート支援

研究期間: 2015~2016 課題番号: 15H06578

研究課題名(和文)ヨーロッパ協調の構造的前提としての勢力均衡理論の社会化

研究課題名(英文)Socialization of Balance of Power Theory as Structural Precondition of Concert of Europe

研究代表者

大原 俊一郎 (Ohara, Shunichiro)

亜細亜大学・法学部・講師

研究者番号:00755861

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文):本研究では、国際政治の一大変革期であり、現在に至る国際システムの基礎構造が確定・成熟した18世紀ヨーロッパ国際政治を再検討している。とりわけ、国際秩序の基礎構造である諸国家体系という多極秩序構造がどのように形成され、それがどのようなメカニズムを有しているのかを解明することで、多極化した世界を安定化させる際の重要な前提条件を検討するものである。

研究成果の概要(英文): This research reviewed History of the European International Politics in the 18th Century, which was in the Period of upheaval of International Politics and matured the basic structure of International System coming down to the present. Especially, this research argued an essential precondition to stabilize multi-polar world through clarifying the maturing process and the mechanism of state system as multi-polar order, which is core function of International Order.

研究分野: 国際関係史

キーワード: 国際システム 勢力均衡 ドイツ歴史学派 国際法 古典外交

1.研究開始当初の背景

わが国における国際関係史・国際政治史研究は若干の例外を除いて事件史的記述にきわめて大きな比重が置かれているため、「国際秩序の構造史の中核」ともいうべき諸国家体系の形成過程に関する研究はほとんど存在していないのが研究開始当初の現状であった。

ところが、欧州における研究、とりわけドイツ(とイギリス)における勢力均衡と諸国家体系に関する研究はきわめて重厚な研究の蓄積が存在している。まず近世の中でもとりわけ 18 世紀の同時代には多くの論者が勢力均衡を論じた歴史を有し、19世紀初頭にはドイツ歴史学派のヘーレンが近世国際政治史の歴史的プロセスを凝集し、諸国家体系の研究を始めている。

以降、20世紀初頭のケーバーの研究、第二次世界大戦後のゴルヴィッツァーの研究、着にスタンダードワークの蓄積が進み、さらら戦終結後にはオーストリアの研究を者らいです。 一マイヤーが本研究の中心課題であるとは、17 大戦終結後にはオーストリアの研究者るにはオーストリアの研究を者の中心課題であれてある。 力均衡理論の社会化」を取り扱ったが17 大変を公表した。この研究においては、17 大変をいるがあり、18世紀にかけて現実主義的思想にでいく政略的勢力均衡に対けて現まに表的で表には、17 大変によって、次には、17 大変には、17 大変には、17 大変によって、次には、17 大変には、17 大

本研究はストローマイヤーの研究における「勢力均衡思想の社会化」の部分に集中的に取り組むことによって、これを発展させ、さらにポール・シュローダー以降の研究へと接続させていく研究であると位置づけることができる。

2.研究の目的

本研究は、国際秩序研究・国際システム研 究の中でも、近世ヨーロッパにおいて諸国家 体系と呼ばれる国際秩序が形成されていく プロセスを検証し、その中で諸国家体系の基 本構造の中に一定の思想や原理が埋め込ま れ、さらに発展して 19 世紀の「ヨーロッパ 協調」と呼ばれる現象に至る一連のプロセス と構造的前提を解明するものである。本研究 では諸国家体系の形成の中でもとりわけ 17 世紀後半から 19 世紀初頭にかけて起こった 「勢力均衡理論の社会化」と呼ばれる現象に 着目し、近世初期において、二極的なブロッ ク化をたびたび惹起し、大戦争へと至った勢 力均衡理論から、19世紀における多極的な五 大国秩序を支える理論へと変貌していく過 程を解明していく。こうした一連の解明作業 によって、ハイアラーキーでもアナーキーで もない「システム」を中核とした国際秩序の 本質的理解へとつなげていくことが本研究 の最終目的である。

3.研究の方法

(1)研究史の体系的解明

先にも触れたように、「国際秩序の構造史」としての諸国家体系や勢力均衡に関する研究は重厚な蓄積そのものが一大学問体系を形成している。学問的にはドイツのヘーレンから始まり、イギリス・フランス・アメリカへと伝播しており、きわめて広範な影響力を認めることができる。

ここにおける問題とは、わが国においては 国際関係史・国際政治史の学問をめぐる構造 についてさしたる検証もなされないまま、個 別研究が場当たり的に展開される傾向を有 していることである。そもそも国際関係史・ 国際政治史の研究がいかにして成り立ち、そ の中心的な論点がどのようなもので、それに ついてどのようなコンセンサスが形成され てきたのかを検証しないまま国際関係史・国 際政治史の看板が独り歩きしている状態と も言うことができる。

もとよりこうした大きなテーマを2年弱の研究期間のみで扱えるわけではないが、可能な限り体系的に研究史の解明に努める必要があり、そのため、ドイツ語圏のスタンダードワークを中心にイギリス、アメリカ、場合によってはフランスの文献も渉猟し、全体構造の解明に努めていった。

(2)構造史的な方法論の明確化

研究史の体系的解明に一定の目途がついたところで、次に視野に入れたのは方法論の明確化である。というのも、国際関係史・国際政治史における諸国家体系の構造・機能はその変容がきわめて流動的に行われるため、従来、方法論が明確に伝承されず、可視化が困難であった。しかしながら、諸国家体系が本格的に成熟を始めた 18 世紀の変容プロセスに焦点を当てることで、どのような方法を用いれば諸国家体系を明確に認知できるのかという、諸国家体系の可視化・立体化を進めることが可能となった。

すなわち、国際関係史・国際政治史の構造 的な核(諸国家体系)をいかに歴史の中から 抽出し、分析可能な枠組みとして認識するか という構造史的な方法論を、諸国家体系の成 り立ちに着目することで明確化したのであ る。

(3)事件史の再構成

諸国家体系の立体化・可視化が進むと世紀 単位での変容プロセスが明確化されていき、 国際関係史・国際政治史の仮設的な「骨組み」 が形成される。ここに一次史料を渉猟して事 件史の再構成を行う素地が出来上がること になる。

ただし、2 年弱という研究期間の中では、 研究史の体系的解明と方法論の明確化に多 くの時間と労力を割き、事件史の再構成を十 分に行う時間的な余裕は存在していなかった。そのため、事件史に関しては、その多くを二次文献に依拠し、それ以上の解明は後の研究に託すこととなった。

4. 研究成果

本研究課題の研究成果として、以下の事柄 を解明し、明確化した。

(1)研究史の体系的解明

古典的国際政治論としてのドイツ歴史学 派の源流の解明

現在に連なる古典的国際政治論としての ドイツ歴史学派の源流は、まず 17 世紀後半 に展開された国家思想家たちの政策論にさ かのぼる。「勢力均衡」の概念自体は16世紀 のグイッチャルディーニが『イタリア史』の 中で言及しているように、ヨーロッパ的淵源 を持つ概念である。しかしながら、国際秩序 に「システム」の概念が用いられたのは比較 的歴史が浅く、1675年のプーフェンドルフの 書の中で言及されたのが初出とされる。しか もこの「システム」の概念が用いられたのは、 覇権を目指す国家に対して他の諸国が連合 を組み、戦争に訴えてでも覇権の野望をくじ くという初期の勢力均衡を直接的に是とす る文脈で使用されたのではない。むしろ、こ こにおける「システム」の用法は神聖ローマ 帝国が事実上崩壊した後のドイツ諸邦をい かにつなぎ留め、連邦的・有機的統一体を維 持するか、という文脈から始まり、それをヨ ーロッパ全体の普遍的秩序に応用して、いか にヨーロッパ国際秩序を安定させるか、とい う国際秩序構想と結びついて用いられてい る。すなわち、勢力均衡の概念とは異なり、 諸国家体系(システム)の概念は、秩序安定 論としての命題を背負って誕生したのであ

その後、この「システム」の概念は、ドイツ・ハレ大学を中心にトマジウス、ネッテルブラットが論じ、18世紀中盤にはフランスにおいてルソーが論じた。さらに 1809 年にヘーレンが学術的に諸国家体系を明確化し、「システム」の議論はドイツ歴史学派へとつながっていくこととなった。なお、諸国家体系の語がイギリスに渡ったのは 1834 年にヘーレンの書が英訳された後のこととされている。

イギリスへの影響

ドイツ歴史学派の国際政治史研究には大きく分けて諸国家体系を基軸とした国際システム研究の系譜(ヘーレン的伝統)と、普遍史的国際政治史研究(ランケ的伝統)の二つの系譜が存在しているが、それぞれが混然一体となってイギリス政治史学・外交史学に大きな影響を及ぼしている。

例えば、ランケから絶大な影響を受けた歴史家であり、英国学派の主要メンバーでもあったハーバート・バターフィールドは主としてランケ的伝統の観点からドイツ歴史学派

の研究史に詳細な検討を加えている。さらに、とりわけケンブリッジ大学の学統においては、ジョン・アクトン、バターフィールド、そして現在のクリストファー・クラークなどの欽定講座担当教授をはじめとして、G・P・グーチのような外交史家もあわせ、ドイツ歴史学派から多大な影響を受けている。

加えて、近年では英国学派の国際関係論も ヘーレン的伝統という意味でのドイツ歴史 学派の系譜を受け継ぐものとして位置づけ られている。

アメリカ国際政治学(IR)への影響

アメリカ国際政治学の初期段階において も、本格的な国際政治研究をドイツからアストルに移植したモーゲンソーは国際システムをパワーの均衡力学として考察した心はフリアリズムのウォルツも議論の中心とはであった。また、モーゲンソーははアリアリズムのウォルツも議論の中心とはであった。また、モーゲンソードイツ語圏からの移民であったの目であったの多種的国際システム論の投影は引いるとができる。これらの国際政治論であるに関するドイツ歴史学派の基礎研ったと推定される。

(2)構造史・外交史・思想史の関係性

本研究は構造史としての国際政治史の中核に諸国家体系のメカニズムの変容を置く。またその際にこうした構造史を導出する上で、思想史と外交史の両面から国際秩序構造に関わる文脈を抽出し、最終的に構造史として立体化する方法を採用した。

またこの構造を明確化する上で、18世紀ヨーロッパ国際政治史における、いわゆる「ヨーロッパ諸国家体系の成熟」のプロセスは最重要の鍵概念であり、このプロセスの解明を追体験しながら、構造史の立体化に努めた。

(3)「システム」と思想史

思想史において国際秩序構造を明確に説いた論者として、まず、サン = ピエールとルソーを挙げ、検討を行った。

サン=ピエールに関しては、著書『永久平和論』の中で勢力均衡を厳しく批判し、当時のヨーロッパ国際秩序における「恒常的な社会的結合」の欠如を指摘している。しかしながら、ここで着目されるべきはこの書が出版された 1713 年という時代背景であり、サン=ピエールの勢力均衡観はまさしく 1713 年という 18 世紀初頭の勢力均衡に決定的に依存している。すなわち、18 世紀を通じた「ヨーロッパ諸国家体系の成熟」が盛り込まれていない。

これに対し、サン=ピエールの国家連合論を受け継いだとされるルソー『サン=ピエール師の永久平和論抜粋』(以下、『抜粋』)の勢力均衡論はいささか趣が異なっている。まず、ルソーは勢力均衡に関し、覇権を打ち砕

く上での有用性について一定の評価をしている。さらにルソーの『抜粋』の中でひときわ目を引くのが、そうしたヨーロッパ勢力均衡におけるドイツ連邦の役割である。ルソーは18世紀のドイツの国家連合(帝国)について、その勢力均衡に果たす役割を高く評価する。その上で、ドイツ国制を規定したウェストファリア条約をはじめとしたヨーロッパ公法の発展について、ドイツにおける国際法思想の発展にも一定の理解を見せている。

この両者の相違は次のように説明されう る。すなわち、ルソーの『抜粋』が出版され たのは 1761 年であり、ヨーロッパ中を戦乱 に巻き込んだ七年戦争の真っただ中である。 また、草稿に着手したのは 1756 年と推定さ れており、まさにこれは七年戦争が勃発した 年であった。このようにヨーロッパ国際政治 の危機の中で原稿が書かれているが、ユトレ ヒト条約の時期に比べてヨーロッパ国際秩 序は「五大国秩序 (Pentarchie)」という多 極秩序が定着しつつあり、それに伴う外交慣 行も成熟期を迎えつつあった。 1763 年にパリ 講和条約が結ばれ、平和秩序が形成されると、 「ヨーロッパ諸国家体系」はいよいよ本格的 な成熟期を迎える。すなわち、諸国家体系の 成熟に伴い、勢力均衡の概念そのものが大き く変容したことが確認できるのである。

サン = ピエールとルソーの主張が 18 世紀における国際秩序批判として重要な役割を持っていたことは否定できないが、ただし、やはりサン = ピエールとルソーの役割は基本的には批判であり、「ヨーロッパ諸国家体系の成熟」を直接的に補強した思想とは言い難い。これに対し、多くの政治家・外交官の外交実践として受容され、「ヨーロッパ諸国家体系の成熟」に直接的な補強材料を提供したのは、国際法思想の発展であった。

18世紀国際法思想の発展を概括すると、ユトレヒト条約から三年後の 1716 年にハレ大学の法学者ニコラウス・グンドリング (Nikolaus Gundling)が国際法論を展開したのが嚆矢となり、1723 年にハレ大学を追放されたヴォルフが 1729 年頃から国際法論の考究を始め、1749 年に自身の研究の集大成として『科学的方法によって考察された国際法院を出版する。このヴォルフの国際法院を受け継ぎ、1758 年に現代語として『国際法、すなわち諸国家と諸主権者の行動と事務に適用された自然法の諸原則』を出版し、ッテル (Emer de Vattel)である。

この中でとりわけ大きな役割を果たした ヴォルフの国際法論は、理想主義的な法源だ けでなく、現実に即した法源を考究すること で、国家実行に法の支配を及ぼそうとした。

さらにヴォルフの国際法論の継承者であるヴァッテルは、ヴォルフにも増して、相互抑制から成る勢力均衡とそれが社会的結合に発展した「システム」に依存する国際法論を打ち出した。

ヴァッテルはヨーロッパ全体を一つのシステムや団体として捉えており、これはサン = ピエールの 18 世紀初頭に比して、ヨーロッパ国際社会全体の結合性、すなわち諸国家体系の成熟が進んでいることを示している。さらにそうした結合性を支えるものとして、国家間の相互監視に加え、外交のネットワーク化、外交交渉の緊密化を指摘している。18 世紀初頭には単純な力と力の力学であった勢力均衡が 18 世紀中盤にはある種の社会的結合の形態として変容してきたことを示している。

ヴァッテル自身が 1740 年代以来の外交官 経験を持ち、当時の外交実践に通暁していた ことにも表れているように、国際法思想の発 展がこうした現実の外交と平仄を合わせて 進められたことで、外交の成熟と勢力均衡の 変容、さらには「ヨーロッパ諸国家体系の成 熟」に直接的な補強材料を提供したのであっ た。

(4)「システム」と外交史

システムの成熟に関わる外交の変容プロセスの重要なメルクマールとして、ユトレヒト条約以降の18世紀前半のフランス外交と、18世紀中盤から後半にかけてのプロイセンのフリードリヒ二世の外交を検討した。

まず、フランス外交の変容を確認すると、まず 17 世紀後半のヨーロッパ国際政治においては、フランスが「超大国」としての地位を確立し、勢力の拡大を図っていた。だが、18 世紀に入ると、一気に多極化が進行していく。こうした中で 1701 年から開始されたスペイン継承戦争の結果、1713 年ユトレヒト条約においてフランスの覇権が明確に否定され、ルイー四世の死去以降は構造的な財政赤字も相俟って、フランスは次第に穏健な外交路線へと転換していくこととなった。

ここにおけるフランス外交の変化とは、ルイー四世時代の膨張主義が否定され、その限界が認識された結果、ユトレヒト条約締結から 1730 年代にかけてのオルレアン公やフルーリー枢機卿時代のフランス外交では、オーストリアとの敵対関係は継続したものの、総じて多国間同盟・協調が優先され、国際紛争への過剰な介入を差し控えるようになったことである。すなわち、覇権主義の限界が認識された結果、多国間協調を重視する外交へと変容していったのである。

こうした変化は新興大国にも起こっており、その代表例として、プロイセンのフリードリヒ二世(大王)を挙げることができる。ここで重要なのは七年戦争という大動乱が収束して以降、すなわち 1763 年パリ講和条約において七年戦争が終結した後の国際政治である。ここにおいてプロイセンとオーストリアの敵対関係は解消しなかったが、フリードリヒは七年戦争で甚大な被害を受けたことを教訓にドイツ諸邦をはじめ、フランスやロシアとの協調を重視し、七年戦争時の絶

対的孤立を避ける外交へと転換している。ここにおいても、18世紀前半のフランスと同じく、一国主義の限界を認識した新興大国が大国間協調へと外交を変容させる契機を見て取れる。

こうして、普墺間、英仏間、墺露間などさまざまな敵対関係の断面は残っていたものの、1763年以降、大きな現状変更を行う時にはすべての大国の基本的コンセンサスの下に行うという「全会一致 convenance」の原則が確立していくこととなる。すなわち、七年戦争の終結を機に大国間のコンセンサスを基調とした大国間協調が本格的に形成されていくのである。

この「全会一致」の原則について、近世国際政治史家のドゥフハルトは次のように成立背景を指摘する。「全会一致」の原則が確立した背景として、当初の勢力均衡が動的なものであり、静的な均衡を考慮に入れていなかったため、平和条約で確定した秩序がつねに変化にさらされることを考慮に入れ、修正を行う必要があった。こうしたヨーロッパ地図の変更の際には「五大国秩序 Pentarchie」の維持の観点から適切な補償が必要とされ、その中でのイギリス外交の果たす役割は多大なものがあったのである。

このように勢力均衡に「五大国秩序」と「全会一致」の原則が加わることで、勢力均衡が質的に変化し、19世紀のヨーロッパ協調を準備していくこととなる。概略ではあるが、外交を通じた「ヨーロッパ諸国家体系の成熟」はこのようなプロセスで進行していくこととなるのである。

(5) 構造史としてのシステム

18世紀における「ヨーロッパ諸国家体系」 の成熟の中で構造的変容の中心に位置する のは勢力均衡の変容である。その変容の軌跡 を概観すると、勢力均衡は当初、16世紀から 17 世紀前半にかけてのハプスブルグー極優 位や、17世紀後半以降のフランス一極優位が 出現すると、諸国はこれに対抗するため、多 国間同盟や多国間連合を組んでこれに対抗 することとなる。ただし、こうした天秤の両 秤を均衡させる形で表現される対仏大同盟 のような同盟形成は、対立的な二極化・ブロ ック化を深刻化させ、三十年戦争・プファル ツ継承戦争・スペイン継承戦争・七年戦争な どの度重なるヨーロッパ大戦の原因ともな った。いわばこれは「動的な政略的勢力均衡」 というべき勢力均衡であった。

対立的な二極化・ブロック化の進展により、 大戦争が勃発し、戦乱による疲弊が各国で共 有されると、講和条約において平時からの安 定的な秩序形成が目指された。とりわけ、ス ペイン継承戦争後のユトレヒト条約では、初 めて国際法に勢力均衡による安定的秩序形 成が明記され、国際秩序は「全体的調和のと れた静的・安定的均衡 aequilibrium」の形成 に向けて動き出すこととなる。 ところで、近世ヨーロッパ国際秩序の安定 化に重要な役割を果たしたのが、「仲裁者 arbiter」としてのイギリスであったことは つとに知られている。しかしながら、ユトレ ヒト条約以降、仲裁的・調停的役割を個別国 家にのみ託すのではなく、国際法という形で 規範化し、さらに政治思想家や外交実務家を 通じ、諸国家が規範を内面化することにより、 静的・安定的均衡を形成するという方式が明 確に目指された。ここにおいて、18世紀国際 法思想の発展を担ったのが、ハレ大学を起点 とし、ヴォルフ、ヴァッテルへと広がったド イツ語圏の思想家たちであった。

この国際法思想の発展と並行して、一八世紀においては古典外交が幾多の動乱を経て外交交渉を緊密化させつつ成熟していく。とりわけ、1740年代以降の動乱期を経て1763年パリ講和条約以降に外交慣行として「全会一致」の原則が成立し、この原則・慣行が「五大国秩序」を保護し、安定化させた。すなわち、古典外交の成熟とともにヨーロッパ国際秩序の安定性は着実に深化したのである。

こうして 1700 年頃から 1721 年にかけて形成された多極秩序は、18 世紀全体の国際政治過程を経て、当初の自己中心的な国家利害の相互作用としての勢力均衡が社会化の過程をたどりながら変容し、各国の政治的独立を主権を前提としながらも、五大国の五つ極を中心に国家同士が相互に抑制・均衡ではさせるであり返しながら社会的結合を深化さして一つの体系(システム)として安にのな秩序を形成していく。ここに「ヨーロッパ諸国家体系の成熟」が成立したのであり、この成熟した諸国家体系が 19 世紀のヨーッパ協調の構造的な前提となったのであった。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計3件)

大原 俊一郎、ドイツ国際政治史学の歴 史的文脈と思想、亜細亜法学、査読なし、 50巻2号、2016年、159-188

https://asia-u.repo.nii.ac.jp/?actio n=repository_uri&item_id=17144&file_ id=22&file_no=1

大原 俊一郎、ウィーン体制期国際秩序への普遍史的理解の深化、亜細亜法学、査読なし、51 巻 2 号、2017 年、233-252 https://asia-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=17364&file_id=22&file_no=1

大原 俊一郎、国際政治史研究における ドイツ歴史学派の方法論 18世紀ヨーロ ッパ諸国家体系の成熟過程を中心に、国 際政治、査読有、189号、2017年、印刷 中

[学会発表](計3件)

大原 俊一郎、勢力均衡からヨーロッパ協調へ 勢力均衡理論の社会化過程、日本国際政治学会 2015 年度研究大会、2015 年 10 月 31 日、仙台国際センター大原 俊一郎、ウィーン体制期国際秩序への普遍史的理解の深化、国際関係史学会(CHIR-Japan)定例研究会、2015 年 11 月 13 日、青山学院大学大原 俊一郎、古典的国際政治論としてのドイツ歴史学派 国際システム研究の歴史学的方法論、日本政治学会 2016 年度研究大会、2016 年 10 月 1 日、立命館大学

[その他]

ホームページ等

http://researchmap.jp/read0143142/

6. 研究組織

(1)研究代表者

大原 俊一郎(OHARA Shunichiro)

亜細亜大学・法学部・講師

研究者番号:00755861